

快適な生活環境のまちをめざして

環境基本計画書を策定

町では、環境基本条例の趣旨に基づき、豊かな自然を将来にわたって良好に保全し快適環境を創造していくために環境基本計画を策定しました。町、町民、事業者のみなんで力を合わせて環境にやさしい生活や事業活動を行い、快適な生活環境をつくりましょう。

環境基本計画とは

今日の環境問題は、従来からの産業公害に加え、生活様式の多様化や使い捨て商品の氾濫などが原因とされる都市生活型環境問題、さらには地球温暖化などに代表される地球規模の環境問題など、複雑かつ多様化してきています。

このような環境問題を解決し、良好な環境を次の世代へ引き継ぐためには、私たちがこれまでの価値観やライフスタイルを見直し、循環型社会をつくり上げていくことが必要です。環境基本計画はこのような視点に立ち、町の環境施策を総合的・計画的に進めるための基本方針となるものです。また、町・町民・事業者が一体となって町民が求める快適な生活環境の実現をめざすものです。

なお、同計画は町民・事業者の意識を踏まえ、町民会議や庁内の

策定推進会議、町民・事業者の代表者などで組織する環境審議会の意見を反映し策定しました。



豊かな自然を子どもたちに

計画の目標年度

平成16年度を初年度とし、目標年度を10年後の平成25年度とします。

なお、平成20年度を中間目標年度とします。

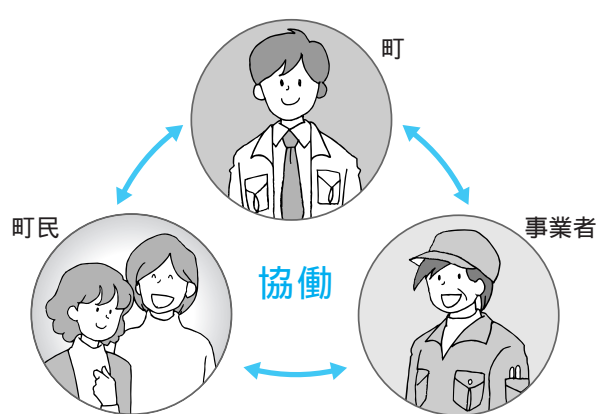
推進主体の役割と協働

町、町民、事業者の三つの主体が適正に役割を分担し、互いに協力して計画を推進します。

町 環境の保全・創造に関する施策の策定と実施

町民 日常生活に伴う環境負荷の低減環境の保全・創造と町の環境施策への協力

事業者 事業による公害の防止と自然環境の保全 製品が廃棄物になった場合の必要な措置 製品の使用・廃棄による環境負荷の低減 環境負荷低減に資する原材料・役務の利用 環境の保全・創造と町の環境施策への協力



望ましい環境象

生活環境
快適な生活環境のまち

自然環境

自然環境を大切にすま

地球環境

人と地球にやさしいまち

資源・エネルギーを大切にすま

参加

みんなで環境を良くするまち

環境目標や実践内容等は、広報めいわ5月号でご紹介する予定です。

問い合わせ 環境課(老人福祉センター内) ☎(84)4686